

# アメリカ型多文化主義と「マイノリティ優遇」論

立命館大学 南川文理

## 1. 報告の背景と目的

欧米において、多文化主義の「失敗」や「後退」が喧伝されるようになって久しい。2016年米国大統領選挙におけるドナルド・トランプの当選についてもアメリカ合衆国における白人層の多文化主義への反発という説明が繰り返されている。その際、多文化主義に反対する言論だけでなく、メディアにおける評論や選挙分析においても、多文化主義を「マイノリティを優遇する政策」と見なす枠組が共有されている。実際、2016年大統領選挙時には、白人全体の57%、トランプ支持者の81%が「白人に対する差別」あるいは「逆差別」を大きな問題と考えているという調査結果が注目された。日本における排外主義運動も、在日外国人の「特権」への「抗議」という形式を強調しており、「マイノリティ優遇」論（以下、「優遇」論）は、反多文化主義勢力の有力な言論戦略となっている。もちろん、「優遇」論は、マイノリティを排除・周縁化してきた人種主義の歴史性、体系的、制度的特性を無視した議論として、厳しく批判されている。にもかかわらず、多文化主義を「優遇」政策と同一視する傾向は、多様なメディアを介して拡散し、多文化主義への信頼を低下させ、その「後退」をもたらしている。そこで、本報告では、アメリカ合衆国における多文化主義政策が、どのようにして「マイノリティの優遇」と見なされたのか、という点に着目し、「優遇」論が、多文化主義のあり方にどのように関与してきたかを考える。

## 2. 分析方法と議論

多文化主義は、文化的に多様な集団によって構成される社会において、その集団の存在を承認し、文化を尊重する社会体制である。このような社会体制では、マイノリティが直面する差別や格差の是正や、文化的独自性の維持を支持する政策が採用されることがある。アメリカにおける多文化主義政策は、1960年代以降の反人種主義的な社会運動や人種エスニックな多様化を背景に、既存の人種主義体制において蓄積された不平等の是正のための政策として導入された。しかし、「優遇」論は、このような政策は、特定の属性を有する人々が優先的に社会の資源を「不公平に」配分すると規定し、その正当性に強い疑義を提示した。多文化主義政策の一つであるアファーマティヴ・アクション(AA)は、典型的な「優遇」政策と見なされ、議論の対象となってきた。ここでは、おもに大学入学をめぐる政策論争を中心として、多文化主義と「優遇」を連結させる言説様式の登場とその展開を以下の3つの段階に分けて議論する。(1)第一期(1970~80年代)は、大学入試におけるAAの是非を問われたバッキ判決(1978年)を契機に、「逆差別」という見方が広がった時期である。判決では、AA自体は合憲となったものの、人種別の割当制度が禁止され、中立性を規範とする考えが支持される契機となった。(2)第二期(1990年代)は、大学を舞台とした多文化主義導入をめぐる論争が激化するとともに、中立性規範にもとづく「優遇」論が社会運動化した時期である。バッキ判決以降の中立性やカラブラインドネスの追求は、人種などの属性を前提とする政策に反対する社会運動へと結びつき、カリフォルニア州では、AAの廃止を求める住民提案209(1996年)の是非が問われた。(3)第三期(2000年代~)は、グラッター対ボリンガー判決(2003年)に代表される、新しいアジェンダとしての多様性規範が定着した時期である。多様性規範は、中立性を確保しつつAAを正当化する考えとして、アメリカ型多文化主義を象徴する新しい理念となったが、「優遇」論による攻撃は継続し、多様性規範の是非は厳しく問われ続けている。

本報告では、以上の3つの時期の分析を通して、アメリカの多文化主義政策が、当初から「優遇」論の挑戦に対峙しながら政策理念を構築したことを指摘し、そこで確立された中立性規範が、公民権運動以降のアメリカ人種政治を強力に規定してきたことを議論する。